

外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程（会規第六十六号）中一部改正

外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程（会規第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（出席の方法等）

第二条の二 前条第一項の場合において、委員は、災害の発生その他のやむを得ない事由により外国法事務弁護士懲戒委員会の開催場所において出席することが困難なときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「通信システム」という。）によって、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他委員長が許可した場所（以下「弁護士会等」という。）から外国法事務弁護士懲戒委員会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査及び議決に加わることができない。

第六条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二条の二第一項の規定を準用する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（審査期日における委員の出席の方法等）

第二十一条の二 第二条の二の規定にかかわらず、委員は、対象外国法事務弁護士等（第十九条の規定により他の事案の審査を併合するときは、当該事案の対象外国法事務弁護士等を含む。）が同意したときに限り、通信システムによって、弁護士会等から審査期日に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査に加わることができない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（審査期日における対象外国法事務弁護士の出席の方法等）

第二十二条の二 前条第一項（第二十七条第一項の規定により対象外国法事務弁護士又は対象外国法事務弁護士法人の社員を審尋する場合を含む。）及び第二項の規定において、対象外国法事務弁護士及び対象外国法事務弁護士法人の社員並びに代理人及び補佐人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審査期日の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審査期日に出席することを希望するときは、委員長は、これを許可することができる。ただし、第十九条の規定により他の事案の審査を併合する場合であつて、当該事案の対象外国法事務弁護士等が同意しないときは、この限りでない。

第二十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、前条本文の場合においては、この限りでない。

第二十八条に次の一項を加える。

4 第一項の場合において、関係人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審尋に出席することを希望するときは、委員長は、対象外国法事務弁護士等（第十九条の規定により他の事案の審査を併合するときは、当該事案の対象外国法事務弁護士等を含む。）が同意したときに限り、これを許可することができる。

第三十六条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第二条の二第一項本文の場合においては、弁護士会等から出席した委員については、その氏名及び出席の方法の記載をもって足りるものとする。

附 則

第二条の二（新設）、第六条第五項、第二十一条の二（新設）、第二十二条の二（新設）、第二十三条第二項、第二十八条第四項（新設）及び第三十六条第二項各号列記以外の部分の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。